金銭消費貸借契約書

貸主：株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、借主：株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、以下のとおり金銭消費貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（金銭消費貸借の合意）

　甲は、乙に対し、〇〇〇〇万円を貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

第２条（金銭の授受）

甲は、前条の金銭を、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限り、下記の指定口座に振り込む方法により貸し渡す。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

【指定口座】

〇〇銀行　〇〇支店　普通預金口座

口座番号：〇〇〇〇〇〇　口座名義人：株式会社△△△△

第３条（返済方法等）

１　乙は、甲に対し、第１条の借入金の返済として、〇〇〇〇年〇〇月から〇〇〇〇年〇〇月までの間、毎月末日限り〇〇万円ずつ〇〇回に分割して（ただし、最終回のみ〇〇万〇〇〇〇円）、下記の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、乙の負担とする。

　【指定口座】

〇〇銀行　〇〇支店　普通預金口座

口座番号：〇〇〇〇〇〇　口座名義人：株式会社〇〇〇〇

　２　利息は元金に対する年〇〇％の割合とし、借主は、貸主に対し、当月分を前項の返済とともに毎月末日限り、前項の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料の負担は、前項と同様とする。

第４条（遅延損害金）

乙が前条の支払の履行を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みまで遅滞金額に対する年〇〇％の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第５条（期限の利益の喪失）

１　乙が以下のいずれかに該当したときは、乙は当然に期限の利益を喪失し、甲に対し、直ちに一括して元利金を支払うものとする。

　（１）第３条に定める分割金の支払を２回以上怠り、その額が〇〇万円に達したとき

　（２）その他本契約の条項に違反したとき

　２　乙が以下のいずれかに該当したときは、前項と同様とする。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）その他前各号に準じる事由が生じたとき

　３　乙が前二条により期限の利益を喪失した場合、乙は、甲に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで残元金に対する年〇〇％の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第６条（期日前返済）

乙は、第３条にかかわらず期限の利益を放棄し、繰り上げ返済をすることができる。ただし、乙は、甲に対し、繰り上げ返済の手数料及び違約金として〇〇万円を支払うものとする。

第７条（解除）

１　甲が第２条に定める期日までに貸渡しをしない場合、乙は、借り受ける前に本契約を解除することができる。この場合、乙から甲に対する損害賠償請求を妨げない。

２　乙は、甲が第２条の貸渡しを実行するまでの間、本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対し、違約金として〇〇万円を支払うものとする。

第８条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第９条（担保）

１　乙は、甲に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下、「本件不動産」という。）に順位第〇番の抵当権を設定し、直ちにその旨の抵当権設定登記手続を行う。ただし、抵当権設定登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

２　乙は、本件不動産が滅失もしくは毀損し、又はその価額が低落した場合、甲から請求があったときは甲の承認する増担保又は代わりの担保を提供するものとする。

第１０条（連帯保証人）

１　連帯保証人〇〇〇〇は、本契約により生じる乙の債務を、乙と連帯して履行するものとする。

２　乙は、連帯保証人が死亡もしくは解散し、又は破産手続開始決定その他連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合、甲から請求があったときは甲の承認する新たな連帯保証人を立てるものとする。

第１１条（通知義務）

乙又は連帯保証人は、以下のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合は、甲に通知しなければならない。

（１）第５条第２項に定める事由

（２）乙の商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

（３）本件不動産が滅失もしくは毀損し、又はその価額が低落したとき

（４）連帯保証人の住所又は所在地、氏名又は商号の変更、死亡又は解散、破産手続開始決定その他連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

第１２条（公正証書）

乙及び連帯保証人は、本契約締結の日から〇日以内に、本契約と同一の約定による執行受諾文言付公正証書を作成する。ただし、公正証書作成に要する費用は、乙の負担とする。

第１３条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１４条（協議事項）

本契約の定めにない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲：

乙：

連帯保証人：

（別紙）

物件目録

１　土地

所在　〇〇市〇〇町〇〇丁目

地番　〇〇番〇〇

地目　〇〇

地積　〇〇〇〇．〇〇㎡

２　建物

所在　　　〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

家屋番号　〇〇番〇〇

種類　　　〇〇

構造　　　〇〇〇〇

床面積　　１階　〇〇〇．〇〇㎡

２階　〇〇〇．〇〇㎡

３階　〇〇〇．〇〇㎡